

射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領

平成19年3月30日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査制度(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。))の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの(以下「次順位者」という。)を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 この要領の対象とする入札は、設計額が130万円を超える工事(以下「適用工事」という。)の入札とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事

(調査基準価格)

第3条 適用工事の入札に当たり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者が入札をする価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、調査基準価格決定書にその価格を記載する。

2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、調査基準価格を設けた場合、適用工事の指名通知書又は発注公告に明記する。

(失格基準価格)

第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者(第7条及び第11条の規定により無効となる入札を行った者を除く。以下「失格基準価格算定対象者」という。)がある場合は、失格基準価格算定対象者(失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、当該入札価格が低いものから順に3者)の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を失格基準価格として設定する。ただし、失格基準価格算定対象者が1者で、かつ、他の入札参加者が1者のみである場合又は失格基準価格算定対象者が2者で、かつ、他の入札参加者がいない場合は、当該2者の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を失格基準価格として設定するものとする。

2 前項の規定により決定した失格基準価格が、第3条の規定により決定した調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とする。

3 前2項の失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たないものは、第8条から第10条までの規定にかかわらず、失格とする。

4 前3項の規定は、工場生産品等(納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。)の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

(落札者の決定等)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し落札者の決定を保留し後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

(同一入札日における入札価格の制限)

第7条 同一入札日において1入札参加者は、2件以上の適用工事に係る入札について調査基準価格を下回る価格で入札をすることはできない。この場合において、2件目以降の当該入札参加者の行った調査基準価格を下回る入札は、無効とする。

(調査の実施)

第8条 調査担当者は、当該工事設計担当課長及び契約担当課長とする。

2 調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次項に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第1号)を作成する。

3 調査担当者が行う調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 積算内訳書
 - (2) 当該価格により入札をした理由
 - (3) 当該工事の施工場所付近及び関連する手持工事の状況
 - (4) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
 - (7) 手持機械及び設備の状況
 - (8) 労務者の具体的な供給見通し
 - (9) 第1次下請契約予定者及びその契約予定金額
 - (10) 配置予定の技術者(必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を徴する。)
 - (11) 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
 - (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (13) 前号のうち射水市が発注した工事についての工事成績
 - (14) 経営状況
 - (15) 信用状況(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等)
 - (16) その他必要と認める事項
- (低入札価格審査会の審査及び意見の表示)

第9条 契約担当課長は、低入札価格の調査結果について様式第2号により第14条に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。

2 低入札価格審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、低

入札価格の審査結果について様式第3号により意見を表示するものとする。

(低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

2 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、前2条に規定する手続を経て落札者を決定するものとする。

(調査中における入札価格の制限)

第11条 調査基準価格を下回る入札を行った者は、当該入札で落札者が決定した入札結果通知日以降でなければ、他の工事の入札において調査基準価格を下回る価格で入札をすることはできない。この場合において、その入札を行った者が当該入札結果通知日以前に行った調査基準価格を下回る入札は、無効とする。

(入札者への通知)

第12条 市長は、契約担当課長が第10条第1項により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第4号により落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式第5号によりその旨を知らせるものとする。

2 市長は、契約担当課長が第10条第2項により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第6号により落札者としないう旨を、次順位者に対して様式第7号により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して様式第5号により次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(調査基準価格等の公表)

第13条 調査基準価格は、落札者決定後、入札調書により公表するものとする。

2 契約担当課長は、第10条第2項により最低価格入札者を落札者としなかったときは、低入札価格の審査結果について様式第8号により公表するものとする。

(低入札価格審査会の設置)

第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。

(1) 会長 財務管理部長

(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、当該工事設計担当部次長及び検査監

(3) 委員 当該工事設計担当課長及び契約担当課長

(受注制限)

第15条 調査基準価格を下回る価格で落札した者は、当該工事の完了検査結果通知日以降でなければ、市が発注する同種の工事入札に参加することはできない。ただし、工事入札に参加することができない期間は、当該工事を落札した日から12か月を限度とする。

(契約保証金)

第16条 調査基準価格を下回る入札者が落札者となった場合、射水市契約規則(平成17年射水市規則第29号)第26条第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の30以上とする。

(配置技術者)

第17条 調査基準価格を下回る価格で落札した者は、次に掲げる者を配置するものとする。

(1) 法第26条の規定により技術者の専任配置が義務付けられている工事の場合、専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同条の規定により監理技術者の配置が義務付けられている工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人専任配置するものとする。この場合において、配置する技術者は受注者と3か月以上の雇用関係にある者に限る。

なお、共同企業体の場合にあつては、当該共同企業体の構成員のうちから1人を専任配置するものとする。

(2) 法第26条の規定により技術者の専任配置が義務付けられていない工事の場合、同条の規定により配置が義務付けられている技術者を専任配置するものとする。

2 前項第1号の規定により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

(監督体制の強化)

第18条 調査基準価格を下回る入札者が落札者となった場合、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じてその内容の聴取を行う。

(2) 施工に当たっては、監督員による確認回数を増やすなど、監督業務及び検査業務の強化を行うとともに、中間検査を1回以上実施する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行し、この告示の施行の日以後に行われる入札について適用する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行し、この告示の施行の日以後に行われる入札について適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。